

自己資本の充実の状況(単体)

1. 自己資本の状況

■自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員及び当会を利用されるお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和8年3月末における自己資本比率は11.13%と、国内基準（4%）を上回り、高い安全性・健全性を維持しています。

■経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金及び後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	219億円（前年度219億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	525億円（前年度525億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	149,209	150,135
うち、出資金及び資本準備金の額	74,495	74,495
うち、再評価積立金の額	25	25
うち、利益剰余金の額	77,141	78,762
うち、外部流出予定額（△）	2,452	3,148
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,623	3,545
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3,623	3,545
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	152,833	153,680
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	40	42
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	40	42
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	40	42

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	152,792	153,638
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,367,613	1,363,278
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	4,721	4,698
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,130	16,151
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,385,744	1,379,430
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	11.02%	11.13%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
 なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現	金	2,510	—	—	1,952	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		43,526	—	—	64,924	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		9,547	—	—	11,026	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		36,708	—	—	33,735	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		9,920	1,984	79	26,154	5,230	209
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		3,495	349	13	2,276	227	9
我が国の政府関係機関向け		22,806	2,048	81	14,594	1,378	55
地方三公社向け		187	35	1	185	35	1
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		1,001,763	203,785	8,151	946,111	191,492	7,659
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）		14,168	4,100	164	3,004	901	36
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		162,601	120,119	4,804	192,840	155,451	6,218
（うち特定貸付債権向け）		—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		6,490	5,389	215	6,017	5,001	200
（うちトランザクター向け）		0	0	0	0	0	0
不動産関連向け		4,153	3,343	133	4,827	4,092	163
（うち自己居住用不動産等向け）		—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）		—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）		1,618	1,816	72	2,560	2,734	109
（うちその他不動産関連向け）		2,512	1,504	60	2,267	1,357	54
（うちADC向け）		22	22	0	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		2,120	2,319	92	1,770	2,059	82
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—
取立未済手形		75	15	0	93	18	0
信用保証協会等による保証付		1,172	116	4	1,007	100	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		5,656	5,656	226	5,281	6,865	274
上記以外		325,349	749,616	29,984	311,058	719,762	28,790
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		122,609	306,523	12,260	114,128	285,321	11,412
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		139,612	349,031	13,961	139,610	349,027	13,961
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		507	1,269	50	539	1,349	53
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）		60,344	90,516	3,620	54,569	81,854	3,274
（うち上記以外のエクスポージャー）		2,275	2,275	91	2,209	2,209	88

(単位：百万円)

		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセットの額	証券化	10,500	2,100	84	8,257	1,649	65
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	10,500	2,100	84	8,257	1,649	65
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	221,327	275,345	11,013	199,908	274,507	10,980
	(うちルックスルー方式)	209,114	257,898	10,315	190,350	260,309	10,412
	(うちマンドート方式)	12,213	17,447	697	9,558	14,197	567
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		4,721	188		4,698	187
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	1,869,915	1,367,505	54,700	1,832,025	1,363,174	54,526
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)			108	4		104	4
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		1,869,915	1,367,613	54,704	1,832,025	1,363,278	54,531
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (標準的計測手法)		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		18,130		725	16,151		646
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		1,385,744		55,429	1,379,430		55,177

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,130	16,151
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	725	646
B I	12,086	10,767
B I C	1,450	1,292

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

2. 信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

- ①当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を以下のように整備しています。
- 当会のリスク管理については、関係法令、定款等によるほか、当会が定める「リスクマネジメントの基本方針」及び「リスク管理規程」を基本として、単年度ごとに「リスク管理方針」を定めています。また、各種リスク量の計測については、「リスク計測事務手続」に具体的な方法を定めています。
 - 理事長以下常勤役員及び関係部署長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとに開催するとともに必要に応じて随時開催し、当会の各種リスクに係る対応方針の検討や限度額の管理、リスク量の検証を実施しています。
- ②当会における貸倒引当金の計上は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。
- 正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権を含む）に相当する債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
 - 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー等を合理的に見積もって算出した回収可能額を控除した残額を計上しています。
 - 実質破綻先債権及び破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

■標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

なお、「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- ②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国	内	1,505,000	254,285	195,369	—	2,120	1,503,001	265,314	226,338	—	1,770
国	外	133,087	—	133,087	—	—	120,857	—	120,857	—	—
地域別残高計		1,638,087	254,285	328,456	—	2,120	1,623,859	265,314	347,196	—	1,770
法人	農業	3,875	3,875	—	—	176	3,561	3,561	—	—	246
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	26,220	23,864	—	—	285	28,719	26,700	—	—	298
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	14,729	11,586	2,302	—	—	12,692	8,779	3,306	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	6,999	6,999	—	—	—	7,458	7,458	—	—	—
	運輸・通信業	19,012	12,809	5,880	—	—	15,953	13,275	2,345	—	—
	金融・保険業	415,391	64,186	253,527	—	—	378,486	57,342	223,501	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	102,050	100,820	505	—	1,633	124,795	123,884	—	—	1,201
	日本国政府・地方公共団体	76,221	28,494	46,772	—	—	93,644	22,875	70,203	—	—
	上記以外	946,809	—	—	—	—	904,222	—	—	—	—
個人		1,650	1,650	—	—	25	1,435	1,435	—	—	24
その他		25,125	—	19,467	—	—	52,889	—	47,840	—	—
業種別残高計		1,638,087	254,285	328,456	—	2,120	1,623,859	265,314	347,196	—	1,770
1年以下		1,047,903	85,172	14,358	—	—	1,020,023	106,033	8,648	—	—
1年超3年以下		68,699	44,307	24,391	—	—	70,364	46,060	24,304	—	—
3年超5年以下		84,777	41,585	43,192	—	—	70,805	33,942	36,863	—	—
5年超7年以下		47,387	20,821	26,566	—	—	70,548	17,695	52,853	—	—
7年超10年以下		83,595	12,289	71,605	—	—	102,544	34,880	67,664	—	—
10年超		117,329	50,073	67,256	—	—	82,511	23,246	59,264	—	—
期限の定めのないもの		188,092	35	81,084	—	—	207,060	3,456	97,598	—	—
残存期間別残高計		1,638,087	254,285	328,456	—	—	1,623,859	265,314	347,196	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	384	267	—	384	267	267	190	—	267	190
個別貸倒引当金	557	571	6	551	571	571	389	19	551	389

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

（単位：百万円）

		令和 6 年度						令和 7 年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高			期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農 業	121	166	4	116	166	—	166	215	19	146	215	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	45	48	—	45	48	—	48	57	—	48	57	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	0	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	365	335	—	365	335	—	335	94	—	335	94	—
	日本国政府・ 地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	24	22	1	23	22	—	22	21	—	22	21	—
業 種 別 計		557	571	6	551	571	—	571	389	19	551	389	—

（注）一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

（3）信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：百万円）

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和 6 年度						令和 7 年度					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リスク・ ウェイト の加重 平均値	F(=E/ (C+D))	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リスク・ ウェイト の加重 平均値	F(=E/ (C+D))
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
		A	B	C	D	E		A	B	C	D	E	
現金	0	2,510	—	2,510	—	—	—	1,952	—	1,952	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	43,526	—	43,526	—	—	—	64,924	—	64,924	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	9,547	—	9,547	—	—	—	11,026	—	11,026	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	36,708	—	36,708	—	—	—	33,735	—	33,735	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	9,920	—	9,920	—	1,984	20	26,154	—	26,154	—	5,230	20
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	3,495	—	3,495	—	349	10	2,276	—	2,276	—	227	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	22,806	—	22,806	—	2,048	9	14,594	—	14,594	—	1,378	9
地方三公社向け	20	187	—	177	—	35	20	185	—	175	—	35	20
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	20～150	996,652	36,910	996,336	5,110	203,785	20	941,690	35,381	941,393	4,421	191,492	20
（うち第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け）	20～150	13,608	1,400	13,608	560	4,100	29	3,004	—	3,004	—	901	30
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	20～150	155,261	54,692	154,892	7,338	120,119	74	186,501	41,705	185,971	6,337	155,451	81
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	6,131	1,261	5,997	359	5,389	85	5,484	1,272	5,366	533	5,001	85
（うちトランザクター向け）	45	—	0	—	0	0	45	—	5	—	0	0	45
不動産関連向け	20～150	4,132	20	4,128	20	3,343	81	4,816	10	4,810	10	4,092	85
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	1,618	—	1,618	—	1,816	112	2,560	—	2,558	—	2,734	107
（うちその他不動産関連向け）	60	2,492	20	2,487	20	1,504	60	2,256	10	2,251	10	1,357	60
（うち ADC 向け）	100～150	22	—	22	—	22	100	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和 6 年度						令和 7 年度					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リスク・ウェイト の加重 平均値	F(=E/ (C+D))	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リスク・ウェイト の加重 平均値	F(=E/ (C+D))
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
		A	B	C	D	E		A	B	C	D	E	
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	1,542	31	1,541	8	2,319	150	1,374	30	1,364	8	2,059	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	75	—	75	—	15	20	93	—	93	—	18	20
信用保証協会等による保証付	0～10	1,172	—	1,172	—	116	10	1,007	—	1,007	—	100	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	5,656	—	5,656	—	5,656	100	5,281	—	5,281	—	6,865	130
上記以外	100～1250	325,349	—	325,349	—	749,616	230	311,058	—	311,058	—	719,762	231
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	122,609	—	122,609	—	306,523	250	114,128	—	114,128	—	285,321	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	139,612	—	139,612	—	349,031	250	139,610	—	139,610	—	349,027	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	507	—	507	—	1,269	250	539	—	539	—	1,349	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	60,344	—	60,344	—	90,516	150	54,569	—	54,569	—	81,854	150
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	2,275	—	2,275	—	2,275	100	2,209	—	2,209	—	2,209	100
証券化	—	10,500	—	10,500	—	2,100	20	8,257	—	8,257	—	1,649	20
（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち STC・不良債権証券化適用対象外分）	—	10,500	—	10,500	—	2,100	20	8,257	—	8,257	—	1,649	20
再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	209,114	30,533	209,114	12,213	275,345	124	190,350	23,895	190,350	9,558	274,507	137
未決済取引	—					—						—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—					4,721						4,698	
合計（信用リスク・アセットの額）	—					1,367,505						1,363,174	

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	43,526	—	—	—	—	—	43,526						
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,547	—	—	—	—	—	9,547						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	36,708	—	—	—	—	—	—	36,708					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	9,920	—	—	—	—	9,920					
地方公共団体金融機構向け	—	3,495	—	—	—	—	—	3,495					
我が国の政府関係機関向け	2,317	20,488	—	—	—	—	—	22,806					
地方三公社向け	—	—	177	—	—	—	—	177					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	969,487	28,957	3,001	—	—	—	—	0	1,001,447				
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	4,000	7,667	2,500	—	—	—	—	—	14,168				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	21,723	29,112	5,604	—	—	93,254	—	—	12,535	162,230			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—						
株式等	—	—	5,656	—	—	—	5,656						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	85	—	6,272	6,357								
（うちトランザクター向け）	0	—	—	—	0								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け(うち自己居住用不動産等向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け(うち事業用不動産関連向け)	71	127	1,193	—	225	—	1,618						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	2,508	0	2,508										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け（うちADC向け）	22	—	—	22									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	1,531	18	1,549								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	2,510	—	—	—	—	2,510							
取立未済手形	—	—	75	—	—	75							
信用保証協会等による保証付	3	1,168	—	—	0	1,172							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—							

[令和7年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	64,924	—	—	—	—	—	64,924						
外国の中央政府及び中央銀行向け	11,026	—	—	—	—	—	11,026						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	33,735	—	—	—	—	—	—	33,735					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	26,154	—	—	—	—	26,154					
地方公共団体金融機構向け	—	2,276	—	—	—	—	—	2,276					
我が国の政府関係機関向け	813	13,781	—	—	—	—	—	14,594					
地方三公社向け	—	—	175	—	—	—	—	175					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	923,023	22,289	501	—	—	—	—	0	945,814				
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	3,004	—	—	—	—	—	—	3,004				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,554	38,605	6,905	—	—	124,694	—	—	18,548	192,309			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—					
株式等	—	—	—	5,281	—	—	—	—	5,281				
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	58	—	5,840	5,899								
（うちトランザクター向け）	0	—	—	—	0								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	330	156	1,862	—	208	—	2,558						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	2,262	—	2,262										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け（うちADC向け）	—	—	—	—									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	1,373	0	1,373								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,952	—	—	—	—	1,952							
取立未済手形	—	—	93	—	—	93							
信用保証協会等による保証付	—	1,007	—	—	—	0	1,007						
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—							

(5) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	1,157,937	36,910	14	1,162,647	1,119,385	35,381	12	1,123,357
40%～70%	34,395	850	41	34,723	40,934	1,916	40	41,701
75%	5,662	107	25	5,689	6,936	28	100	6,964
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	5,992	1,147	28	6,234	5,317	1,233	41	5,746
90%～100%	86,723	53,862	13	93,404	119,697	39,805	14	124,850
105%～130%	1,193	—	—	1,193	1,863	—	—	1,862
150%	1,748	31	100	1,757	1,583	30	100	1,582
250%	5,656	—	—	5,656	5,281	—	—	5,281
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	17	6	100	23	100	4	100	93
合 計	1,299,328	92,916	14	1,311,331	1,301,099	78,400	14	1,311,440

3. 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法に関する規程の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めています。

また、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と当会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールの下で定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は当会貯金です。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,317	—	—	813	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	13,153	—	—	19,125	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6	—	—	7	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	6	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	3	—	—	—	—
合計	12	15,475	—	7	19,938	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する規程の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会における派生商品取引及び長期決済期間取引の取り扱いについては、「自己資本比率算出規程」に定めており、派生商品取引は主としてヘッジ目的のために実施しています。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	令和6年度						令和7年度					
	グロス 再構築 コストの額	信用リスク 削減効果 勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク 削減効果 勘案後の 与信相当額	グロス 再構築 コストの額	信用リスク 削減効果 勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク 削減効果 勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他				現金・ 自会貯金	債 券	その他	
(1)外国為替関連取引	254	362	—	—	—	362	0	346	—	—	—	346
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3)金 関 連 取 引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	254	362	—	—	—	362	0	346	—	—	—	346
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(△)		—				—		—				—
合 計	254	362	—	—	—	362	0	346	—	—	—	346

(注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。

なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、投資家として証券化エクスポージャーを取得しており、「リスク管理方針」において取得限度額を定め、「証券化案件にかかる管理事務手続」により適切に管理しています。

なお、当会の証券化エクスポージャーに内在するリスクは、信用リスク及びマーケット・リスクのほか、流動性リスクやキャッシュフローが不確定なリスク等があります。

■体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの取得にあたっては、取得限度額の範囲内においてフロント部署が投資対象案件のリスクを把握・分析したデューデリジェンスに基づく投資原案を作成し、フロントから独立したリスク管理担当部署が審査することにより、適切性を検証しています。

取得後の期中管理については、フロント部署が外部格付、裏付資産の状況等を定期的にモニタリングし、その内容をリスク管理担当部署において検証後、常勤役員及び関係部署長に報告するとともに、四半期ごとにリスク管理委員会に報告する体制となっています。

■信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

■証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

■内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	3,475	—	3,191	—
	自 動 車 ロ ー ン	3,674	—	2,263	—
	そ の 他	3,351	—	2,802	—
	合 計	10,500	—	8,257	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注)証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和6年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オン・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	10,500	84		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合 計	10,500	84		合 計	—	—
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オフ・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合 計	—	—		合 計	—	—

令和7年度

(単位：百万円)

証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー			
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オン・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	8,257	65		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合 計	8,257	65		合 計	—	—
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オフ・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合 計	—	—		合 計	—	—

(注)証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

- c 自己資本比率告示第224並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他の	—	—
合 計	—	—

(注)自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。

- d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

6. CVAリスクに関する事項

- CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に先物外国為替取引が対象となります。

- CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

7. マーケット・リスクに関する事項

当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

- リスク管理の方針の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当会では「リスクマネジメントの基本方針」及び「リスク管理規程」に基づいて、事務リスク、システムリスク等の管理を行っています。

- BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及びFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

- ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

- オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

- オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針の概要

「出資等又は株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では「リスクマネジメントの基本方針」に基づき、有価証券勘定に区分される株式等は市場リスク管理の枠組みの中で、外部出資勘定に区分される株式又は出資については信用リスク管理の枠組みの中で、それぞれ適切に管理を行っています。

(1) 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	場	9,974	9,974	11,256	11,256
非上場	場	97,599	97,599	97,599	97,599
合	計	107,573	107,573	108,855	108,855

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
87	54	—	1,212	65	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
6,654	44	8,044	50

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	209,114	190,350
マンドート方式を適用するエクスポージャー	12,213	9,558
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

11. 金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるもの（例えば、貸出金・有価証券・貯金等）において発生するリスクのことで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

当会における、リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理を行っています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、「リスク管理規程」にて管理方針を定め、アラームポイントの設定等を行い厳正な管理に努めています。また、金利リスク（VaR）については、預け金、貸出金、有価証券及び貯金の信頼区間を99%とするVaRを計測し、「リスク管理規程」に定める管理を行っています。

②リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

金利リスクのモニタリングについては、リスク統括部が主管部署となり、計測結果等についてリスク管理委員会等へ定期的に報告しています。また、金利リスク量のアラームポイントを設定し、一定の範囲に収まるようリスクコントロールしています。

③金利リスク計測の頻度

IRRBBについては、毎月末を基準日として月次で計測しています。VaRについては、有価証券は日次で計測し、預け金、貸出金及び貯金は毎月末を基準日として月次で計測しています。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

金利リスクの削減を目的としたヘッジ等の取引は行っていません。

■金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

①流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

②流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券の金利リスク量の増加等によるものです。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

■ Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しているほか、ストレステストを実施し自己資本比率への影響を試算しています。

②金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	26,731	23,323	4,184	3,821
2	下方パラレルシフト	0	0	1,388	1,560
3	スティープ化	17,312	13,336		
4	フラット化	0	31		
5	短期金利上昇	5,701	4,817		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	26,731	23,323	4,184	3,821
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	153,638		152,792	

- (注) 1. 「△ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。